●業務区分：３　●帳票 No：３　　1/4
●帳票名：固定資産税納税通知書（共有員用）　【表面／左】

※赤色の点線はミシン目
※各部の境目も同様にミシン目
※表裏による左右の反転に注意

この帳票はサイズが大きいため、見本を片面あたり２分割しています。実際の帳票に対する各ページの割当は下図のとおりです。

左	右

宍粟市　　年度　固定資産税（土地・家屋・償却資産）納税通知書（共有員用）

賦課年度	年度
通知書番号	

あなたの固定資産税は次のとおりです。

金融機関名	
支店名	
口座種別	
口座番号	
口座名義人	
振替方法	

◎一括振替の方は、最初の振替日で全額が引き落とされます。
◎市税等の納付には口座振替が便利です。
◎この用紙は折り曲げたり、汚したりせずに保管ください。

○お問い合わせ

納付場所

※納付書は共有代表者の方にお送りしています。本通知書記載の税額は共有者全員で納税していただくもので、共有者一人ひとりが納付する税額ではありません。

年度　固定資産税（土地・家屋）課税明細書（1／4）

義務者番号	
通知書番号	

区分	土地又は家屋の所在地				評価額(円)	住宅用地・軽減	軽減税額(円)
	登記地目・種類	登記地積・床面積(㎡)	建築年	家屋番号	前年度課税標準額(円)	当該年度課税標準額(円)	軽減税額(円)
	現況地目・構造	現況地積・床面積(㎡)	敷地権割合				

＊　資産が21件以上あるときは、別に送付する固定資産課税明細書に記載しています。
＊　課税明細書の見方については裏面をご覧ください。

年度　固定資産税（土地・家屋）課税明細書（3／4）

義務者番号	
通知書番号	

区分	土地又は家屋の所在地				評価額(円)	住宅用地・軽減	軽減税額(円)
	登記地目・種類	登記地積・床面積(㎡)	建築年	家屋番号	前年度課税標準額(円)	当該年度課税標準額(円)	軽減税額(円)
	現況地目・構造	現況地積・床面積(㎡)	敷地権割合				

＊　資産が21件以上あるときは、別に送付する固定資産課税明細書に記載しています。
＊　課税明細書の見方については裏面をご覧ください。

※赤色の点線はミシン目
※各部の境目も同様にミシン目
※表裏による左右の反転に注意

この帳票はサイズが大きいため、見本を片面あたり２分割しています。実際の帳票に対する各ページの割当は下図のとおりです。

左	右

年度 固定資産税（土地・家屋・償却資産）納税通知書（共有員用）

区分		固定資産税(円)	都市計画税(円)
課税標準額	土地	Ⓐ	Ⓚ
	家屋	Ⓑ	Ⓛ
	償却資産	Ⓒ	
	合計	Ⓓ＝Ⓐ＋Ⓑ＋Ⓒ（千円未満切り捨て）	Ⓜ＝Ⓚ＋Ⓛ（千円未満切り捨て）
税率		Ⓔ	Ⓝ
軽減・減免前税額		Ⓕ＝Ⓓ×Ⓔ	Ⓞ＝Ⓜ×Ⓝ
区分所有税額		Ⓖ	Ⓟ
軽減税額		Ⓗ	Ⓠ
減免税額		Ⓘ	Ⓡ
年税額		Ⓙ＝Ⓕ＋Ⓖ－Ⓗ－Ⓘ	Ⓢ＝Ⓞ＋Ⓟ－Ⓠ－Ⓡ
合計年税額		Ⓙ＋Ⓢ（百円未満切り捨て）	

区分所有家屋を所有されている場合、家屋の課税標準額の欄（Ⓑ及びⓁ）には、区分所有家屋１棟全体の課税標準額を専有部分の床面積の割合により按分した額を表示しています。

期別	納期限	納付額(円)
第１期		
第２期		
第３期		
第４期		
随時期１		
随時期２		

備考	

年度 固定資産税（土地・家屋）課税明細書（2／4）

義務者番号	
通知書番号	

区分	土地又は家屋の所在地				評価額(円)	住宅用地・軽減	軽減税額(円)
	登記地目・種類	登記地積・床面積(㎡)	建築年	家屋番号	前年度課税標準額(円)	当該年度課税標準額(円)	固定資産税相当税額(円)
	現況地目・構造	現況地積・床面積(㎡)	敷地権割合				

＊　資産が21件以上あるときは、別に送付する固定資産課税明細書に記載しています。
＊　課税明細書の見方については裏面をご覧ください。

年度 固定資産税（土地・家屋）課税明細書（4／4）

義務者番号	
通知書番号	

区分	土地又は家屋の所在地				評価額(円)	住宅用地・軽減	軽減税額(円)
	登記地目・種類	登記地積・床面積(㎡)	建築年	家屋番号	前年度課税標準額(円)	当該年度課税標準額(円)	固定資産税相当税額(円)
	現況地目・構造	現況地積・床面積(㎡)	敷地権割合				

＊　資産が21件以上あるときは、別に送付する固定資産課税明細書に記載しています。
＊　課税明細書の見方については裏面をご覧ください。

※赤色の点線はミシン目
※各部の境目も同様にミシン目
※表裏による左右の反転に注意

この帳票はサイズが大きいため、見本を片面あたり２分割しています。実際の帳票に対する各ページの割当は下図のとおりです。

左	右

重要な手続きのお願い

固定資産税は、毎年１月１日（賦課期日）に土地、家屋を所有している方（登記名義人）に課税し、納税通知書を送付します。
このため、所有者が亡くなられていても、１月１日現在に登記簿に記載されている所有者名の納税通知書を送付します。

【必要なお手続き】
通常、法務局での所有権移転登記（相続登記）の手続きを行っていただくことになります。
この相続登記を今年中（12月31日まで）に完了されていれば、翌年度から相続された登記名義人に課税されます。
また、相続登記がなされるまでの間は、相続人の中から納税通知書、その他賦課徴収に関する書類を受け取っていただく代表者を届出していただく必要があります。

①市内にお住いの所有者が亡くなられた場合
　今年中に相続登記をされない方は、税務課に「相続人代表者指定届」の提出をお願いします。

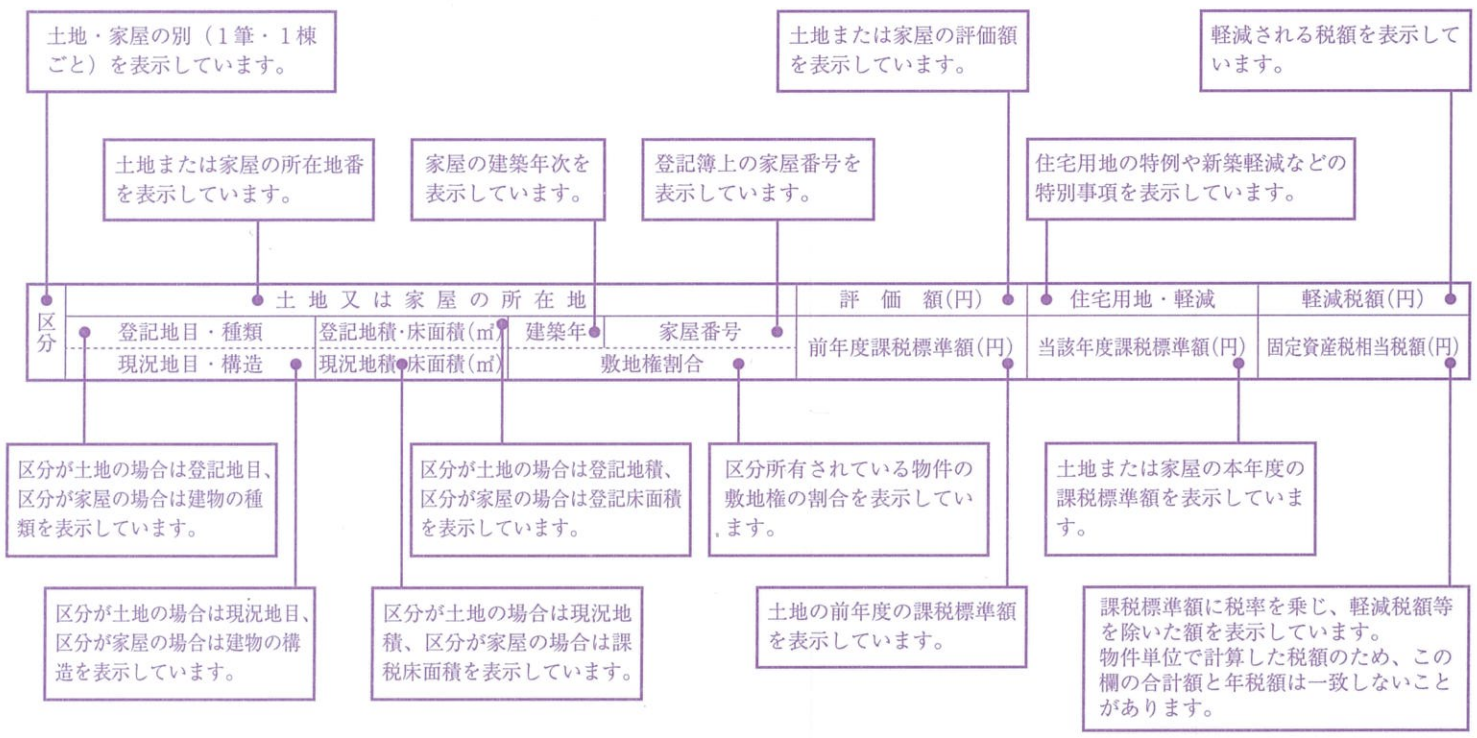
②市外にお住いの所有者が亡くなられた場合
　宍粟市では、所有者の死亡確認が出来ないため、税務課資産税係に必ずご連絡ください。
　「相続人代表者指定届」の様式を送付いたします。

◆市外にお住いの所有者の土地・家屋については、原則、登記簿に記載されている住所に、償却資産については、申告のあった住所に納税通知書を送付していますが、住所を変更され連絡がない場合、納税通知書をお届け出来ません。必ず新住所をお知らせいただきますようお願いします。

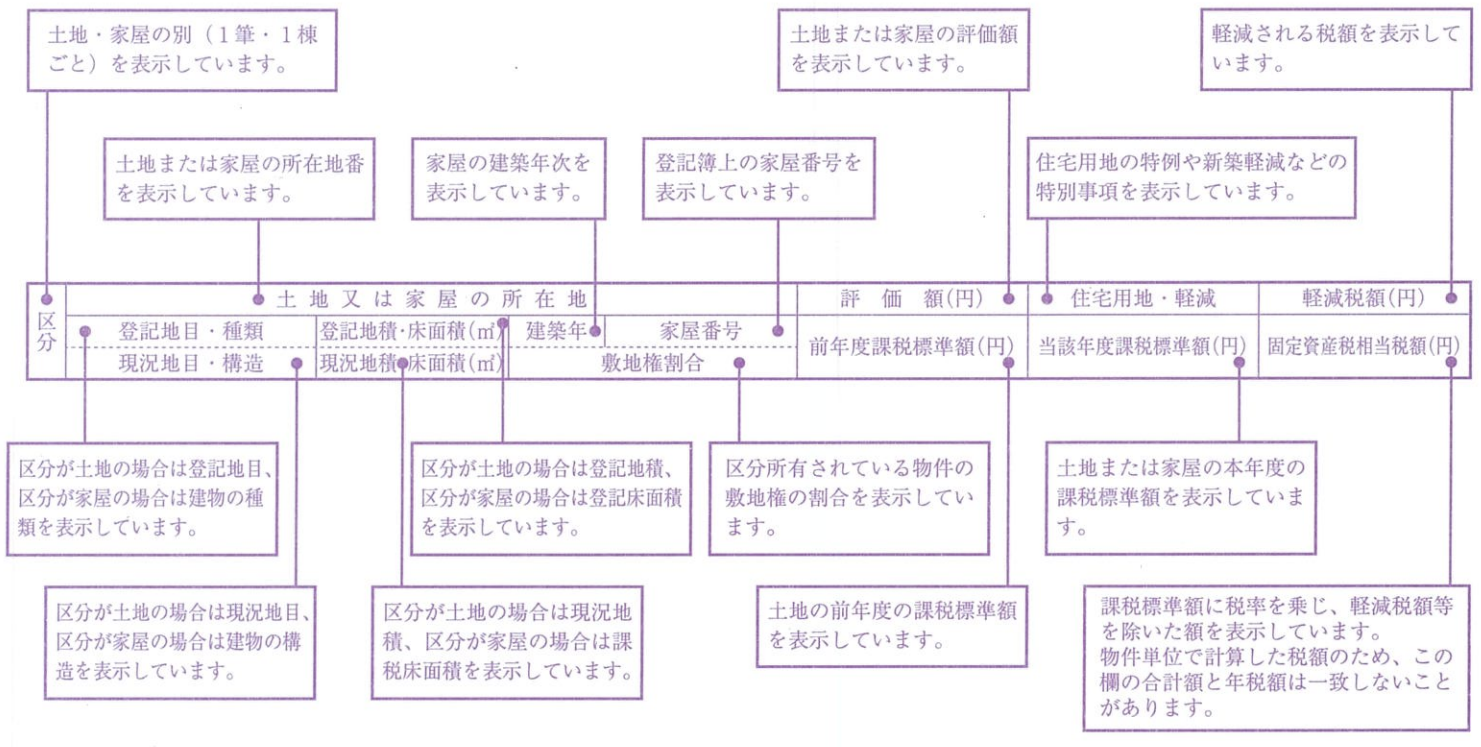
◆令和６年４月１日から相続登記申請が義務化されました。令和８年４月１日から住所変更登記等が義務化されます。

宍粟市市民生活部税務課資産税係
連絡先　０７９０－６３－３１２４

課税明細書の見方については次のとおりです。



課税明細書の見方については次のとおりです。



●業務区分：３　●帳票 No：３
●帳票名：固定資産税納税通知書（共有員用）　【裏面／右】

※赤色の点線はミシン目
※各部の境目も同様にミシン目
※表裏による左右の反転に注意

この帳票はサイズが大きいため、見本を片面あたり２分割しています。実際の帳票に対する各ページの割当は下図のとおりです。

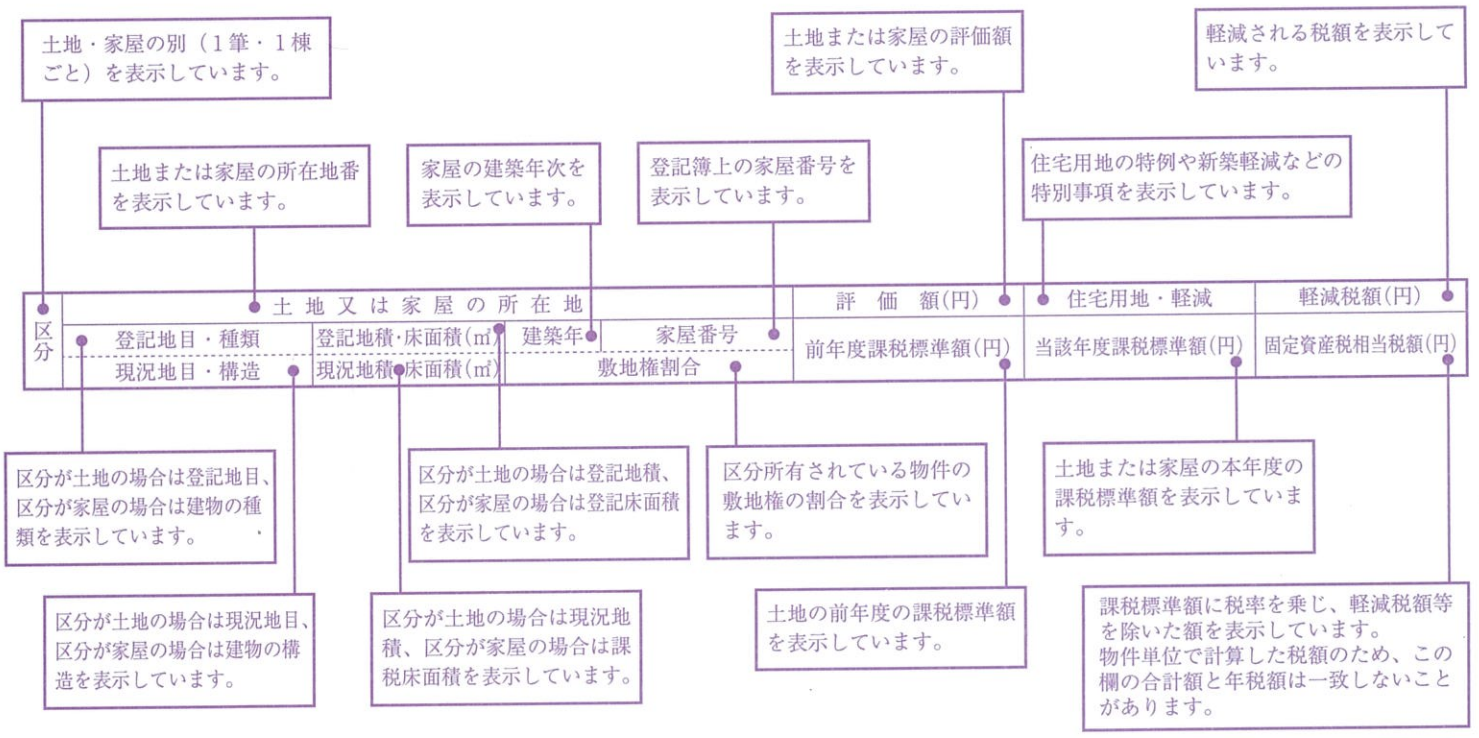
左	右

課 税 の 根 拠 ・ そ の 他

1．課税の根拠
　地方税法及び市税条例の規定により、市内に所在する固定資産に対し、表記の通り固定資産税が課されます。
2．納税義務者等
　固定資産税は、原則として毎年１月１日（賦課期日）現在において、市内に固定資産を所有している人に課税されます。
　ただし、賦課期日前に所有者として登記（登録）されている人が死亡している場合等には、賦課期日現在でその固定資産を現に所有している人が納税義務者となります。
3．審査請求
　納税者は、この納税通知書に記載された事項について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に市長に対して文書で審査請求をすることができます。（ただし、固定資産の価格の決定に対する不服についての審査請求をすることはできません。）
4．固定資産の価格に係る審査の申出
　固定資産の価格は令和６年度の基準年度に見直され、次の基準年度（３年後）の見直しまでは原則として据え置かれますが、その間に土地の地目の変換、家屋の新築・増改築などの特別な事情により固定資産の価格が変わる場合があります。また、宅地及び宅地比準土地の価格について地価の下落等により価格を据え置くことが適当でないときは、価格の修正を行うこととなっております。
　これらの場合、その価格に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に宍粟市固定資産評価審査委員会に対して文書で審査の申出をすることができます。
5．取消しの訴え
　この処分に対する取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、宍粟市（代表者：宍粟市長）を被告として提起することができます。ただし、固定資産の価格に関する場合には、前記の審査の申出に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、宍粟市（代表者：宍粟市固定資産評価審査委員会）を被告として、地方税法第434条第２項の規定により、審査の申出に対する決定に対してのみ、この訴えを提起することができます。
　また、これらの訴えは、前記の審査請求又は審査の申出に対する裁決又は決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求又は審査の申出があった日から３か月を経過しても裁決又は決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決又は決定を経ないでも提起することができます。ただし、処分の日から１年を経過するとこれらの訴えを提起することはできません。
6．納期限までに納付しなかった場合
　納期限までにこの税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までにこの税金にかかる徴収金を完納しない場合においては、滞納処分を受けることになります。また、法律の定めるところにより納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じた延滞金が徴収されます。
7．税　率
　固定資産税……1.4%
8．免税の範囲
　固定資産税の免税の範囲は課税標準額が土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満です。

※裏面記載事項については、一部変更があります。
　契約後に別途指示します。

課税明細書の見方については次のとおりです。



課税明細書の見方については次のとおりです。

